

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたづらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

平成27年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第25条の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等について、公表する内容は次のとおりである。

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 11件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	女性(1人)	女性(1人)	女性(1人)	男性(2人) 女性(2人)
	年齢階級	95～99歳	100歳以上	95～99歳	75～79歳 (1人) 80～84歳 (2人) 90～94歳 (1人)
	要介護状態	要介護2	要介護5	要介護3	要介護3 (2人) 要介護4 (1人) 要介護5 (1人)
高齢者虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待	介護等放棄 心理的虐待	身体的虐待	
施設・事業所の種別 類型	特別養護老人 ホーム	認知症対応型 共同生活介護	特定施設入居 者生活介護	特別養護老人 ホーム	
虐待を行った養介護 施設従事者等の職種	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)	看護職(1人) 介護職(1人)	
高齢者虐待に対して 取った措置	・介護保険法 に基づく処分 ・虐待の再発 防止の措置を 講ずることな どを指導	従業者の資質 向上のために 研修を実施す ることなどを 指導	従業者の資質 向上のために 研修を実施す ることなどを 指導	従業者の資質 向上のために 研修を実施す ることなどを 指導	

被虐待者の状況	性別	男性(1人) 女性(1人)	男性(1人)	女性(1人)	男性(3人) 女性(1人)
	年齢階級	75～79歳 (1人) 85～89歳 (1人)	95～99歳	85～89歳	85～89歳 (2人) 90～94歳 (2人)
	要介護状態	要介護3 (2人)	要介護3	要介護4	要介護4 (3人) 要介護5 (1人)
高齢者虐待の類型	身体的虐待 (1人) 心理的虐待 (1人)	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	
施設・事業所の種別 類型	認知症対応型 共同生活介護	特別養護老人 ホーム	認知症対応型 共同生活介護	特別養護老人 ホーム	
虐待を行った養介護 施設従事者等の職種	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(1人)	介護職(4人)	
高齢者虐待に対して 取った措置	従業者の資質 向上のために 研修を実施す ることなどを 指導	従業者の資質 向上のために 研修を実施す ることなどを 指導	従業者の資質 向上のために 研修を実施す ることなどを 指導	従業者の資質 向上のために 研修を実施す ることなどを 指導	

被虐待者の状況	性別	男性(1人) 女性(2人)	女性(1人)	女性(1人)
	年齢階級	90～94歳 (2人) 95～99歳 (1人)	95～99歳	80～84歳
	要介護状態	要介護4 (2人) 要介護5 (1人)	要介護5	要介護2
高齢者虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設・事業所の種別類型		特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
虐待を行った養介護施設従事者等の職種		不明	介護職(1人)	介護職(1人)
高齢者虐待に対して取った措置		従業者の資質向上のために研修を実施することなどを指導	身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き行わないことなどを指導	身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き行わないことなどを指導

(参考) 平成27年度 市町村への高齢者虐待の通報とその確認の状況 (単位: 件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報件数		25	399	424	
うち高齢者虐待		11	246	257	
高齢者虐待の内訳	身体的	10	164	174	
	介護等放棄	1	49	50	
	心理的	2	104	106	
	性的	0	2	2	
経済的		0	66	66	

※高齢者虐待の内訳は、重複している。

## 5 岡山市にける介護予防・日常生活支援総合事業 について

0

### 5 岡山市における介護予防・日常生活支援総合事業について

	目次	スライド番号
1	はじめに（なぜ総合事業が必要なのか）	2～20
2	総合事業の概要	21～32
3	利用申請	
	（1）総合事業の対象者	33～38
	（2）総合事業の移行時期	39～40
	（3）総合事業の利用について	41～46
4	介護予防ケアマネジメント	47～51

# 1 はじめに (なぜ総合事業が必要なのか)

岡山市では平成29年4月から  
「介護予防・日常生活支援事業(通称:総合事業)」を  
実施します。

2

## 総合事業実施の必要性

今までの介護予防、生活支援のあり方では、今後の少子高齢社会に対応することが、困難になることが予想されます。

### 1 担い手の減少

生産年齢人口の減少に伴い、介護ニーズを支える専門職の増加は、要介護認定者の増加に対応できるほどは期待できない。

### 2 生活支援ニーズの増加、介護人材のすそ野の拡大

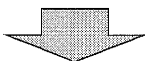
単身高齢者、高齢者のみ世帯の増加により、高齢者人口の伸び率以上に、簡易な支援（掃除や買い物といった生活支援ニーズ）を求める層が増加することが予想される。  
これらの生活支援ニーズに対して専門職のみで応じ続けることが可能なのか？

### 3 介護予防事業のあり方

二次予防事業の参加率は全国的に高齢者人口の0.8%にとどまる。

### 4 負担のあり方

介護保険の特性上、サービス量が増加することで保険料の額の上昇が見込まれる。  
(岡山市 現在 6,160円 → 2025年 9,000円程度)



介護予防、生活支援のあり方を再検討（総合事業スタート）  
することが必要に！

3

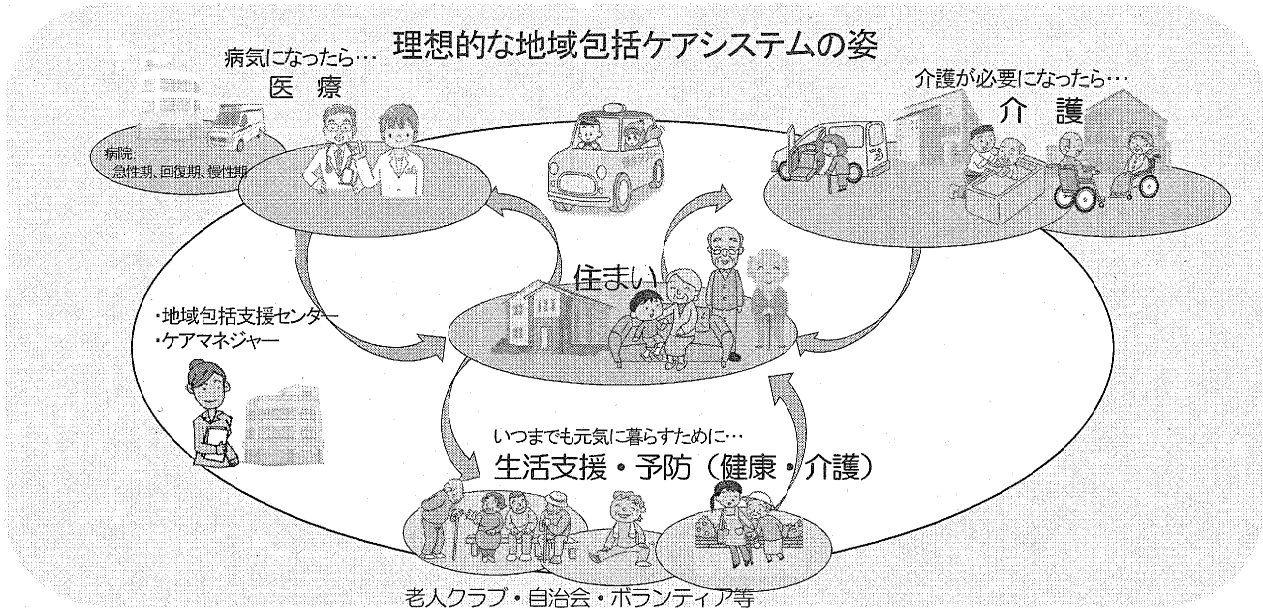
## 地域包括ケアシステムの構築について

○団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようにする計画のこと。

「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が地域に十分あるように。

○24時間365日のサービス提供

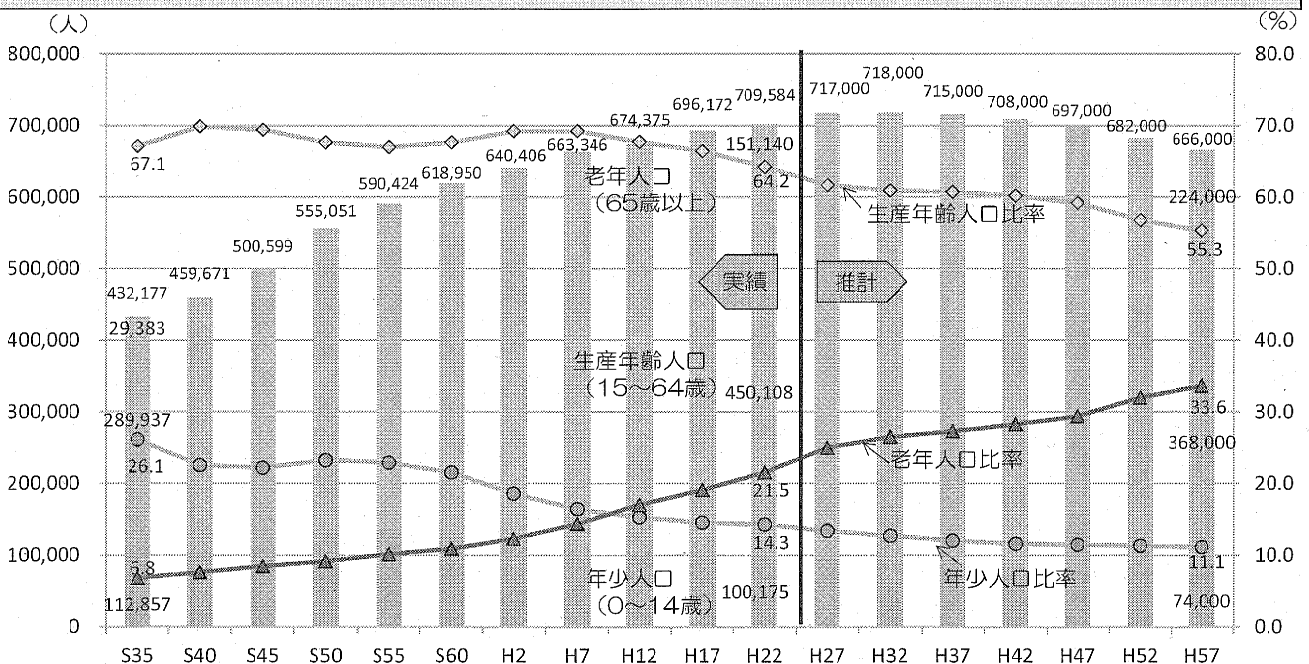
○すぐに駆けつけられるサービス(30分以内)



出典：NPO法人 岡山県介護支援専門協会 岡山市総合事業説明資料

## 岡山市の長期的な人口

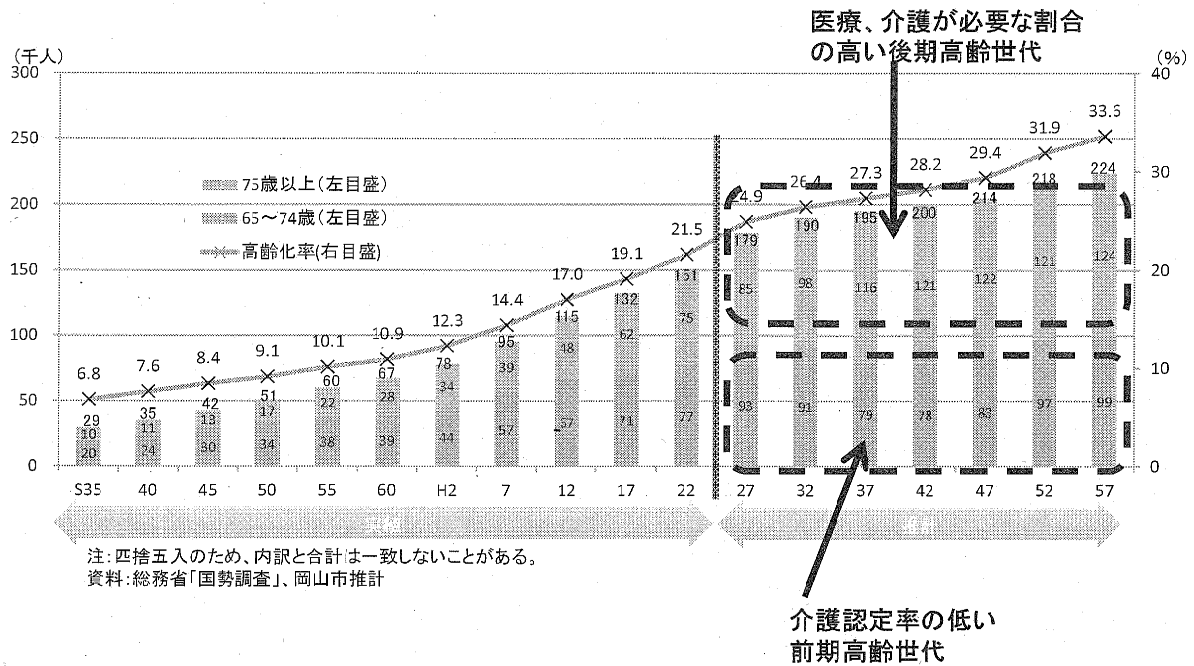
- 岡山市は、平成32年の718,000人をピークに人口減少期に突入する。平成57年には平成7年と同水準の666,000人となり、平成22年から6.1%減少する。その間、少子・高齢化は確実に進行し、年齢構造は過去とは大きく異なるものとなる。
- 生産年齢人口は、平成22年の450,108人(64.2%)から、平成57年には368,000人(55.3%)となり、構成比は8.9ポイント低下する。
- 老年人口は、平成22年の151,140人(21.5%)から、平成57年には224,000人(33.6%)となり、構成比12.1ポイント上昇する。



資料：S35~H22は総務省国勢調査、H27~57は岡山市推計

# 岡山市の高齢者数および高齢化率の推移と推計

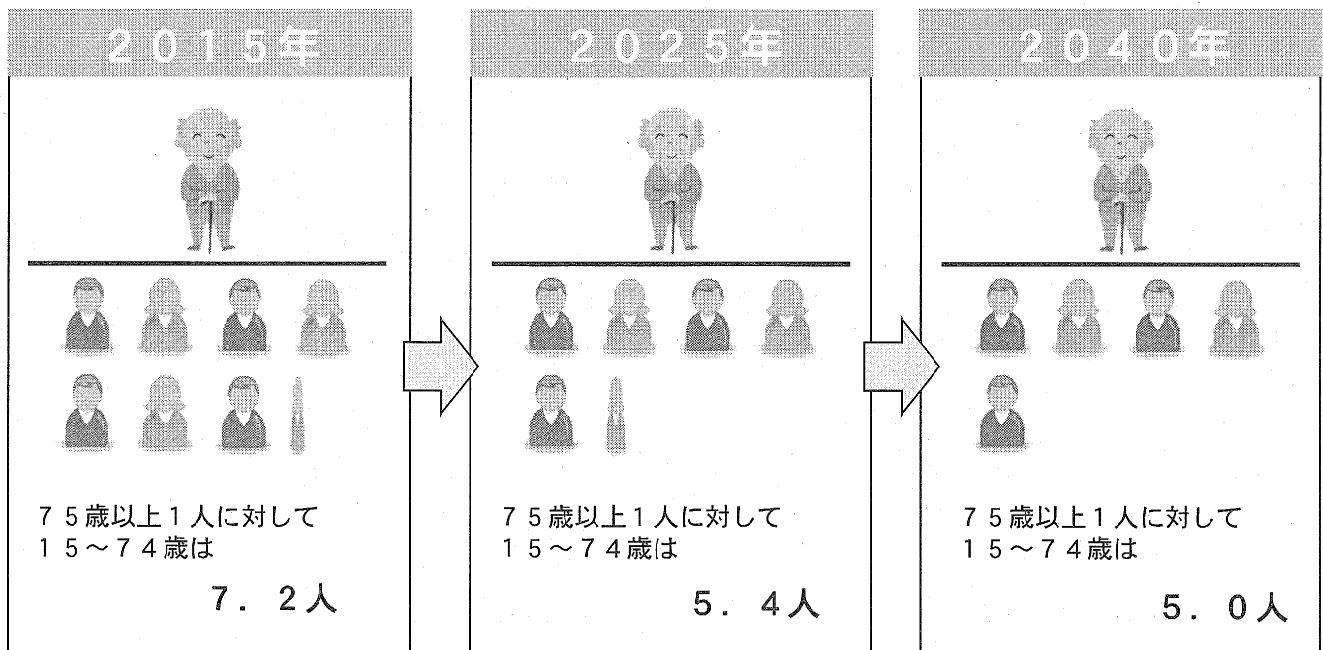
- 岡山市においても、高齢化は急速に進行している。
- 2010年（平成22年）と比較すると、2025年（平成37年）には後期高齢者が約4万1千人増加する。
- 高齢化率は全国平均より緩やかに推移している（H25年：岡山市31.9%、全国36.1%）。



6

# 岡山市の人口比率の変化

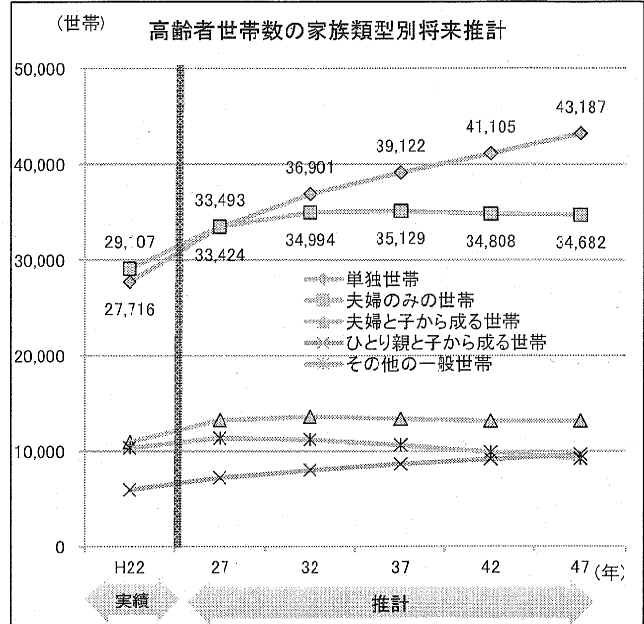
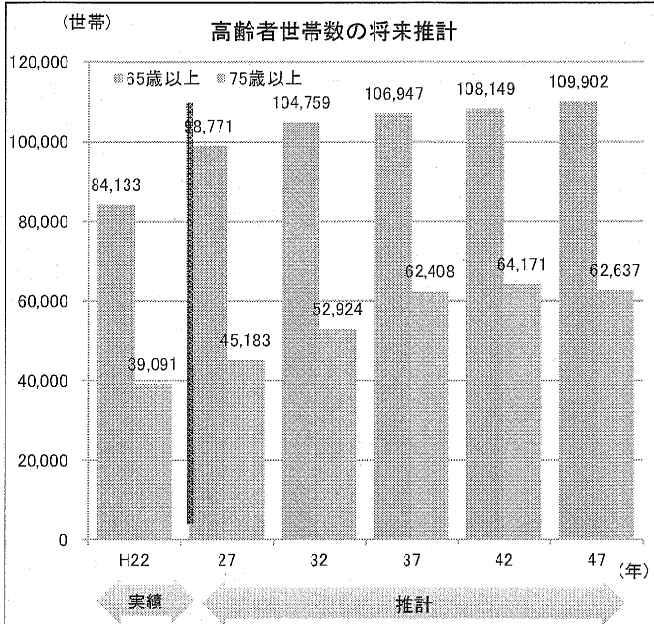
2015年では、後期高齢者（75歳以上）1人に対して、生産年齢人口（15～64歳）と前期高齢者人口（65～74歳）をあわせて7.2人であるが、2025年では5.4人、2040年では5.0人にまで減少する。





# 岡山市の高齢者世帯数の将来推計

- 総人口が減少に転じてもなお、65歳以上の高齢者世帯数は増加傾向にある。
- 75歳以上の高齢者世帯数は、2010年（平成22年）から5年刻みで15%以上も増えていくが、2030年（平成42年）をピークに逡減していく。
- 高齢者世帯の家族類型別の推計によると、単独世帯の増加が顕著である。



出典：岡山市推計

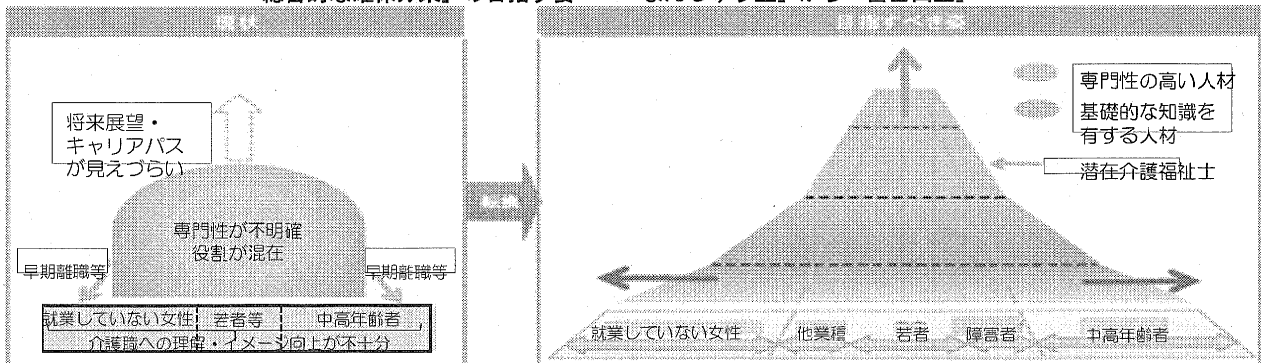
# 岡山県の介護人材の需要と供給

- 岡山県内の介護人材の需給推計は、全国と同じように充足率が下がり需給ギャップが拡大する。岡山市においても、同様の傾向と史料される。

(単位：人)

	2013 (H25) 介護職員数	2017 (H29)			2020 (H32)			2025 (H37)			
		需要見込み	供給見込み	充足率	需要見込み	供給見込み	充足率	需要見込み	供給見込み	充足率	需給ギャップ
全国	1,707,743	2,078,300	1,953,627	94.0%	2,256,854	2,056,854	91.1%	2,529,743	2,152,379	85.1%	377,364
岡山県	30,069	35,315	32,226	91.3%	36,560	33,160	90.7%	39,490	33,789	85.6%	5,701

「総合的な確保方策」の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



参入促進	1. すそ野を広げる	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る
労働環境・処遇の改善	2. 道を作る	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する
	3. 長く歩み続ける	いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る
資力の向上	4. 山を高くする	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す
	5. 標高を定める	限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

国・地域の基盤整備

出典：厚生労働省「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」 9

## 二次予防事業の推移

二次予防事業への参加者数の目標を高齢者人口の5%を目安として取り組んできたが、平成25年度の実績は0.8%と低調である。

年度	高齢者人口 (人) ※各年末の高齢者人口を計上	高齢者人口に対する割合				二次予防事業 対象者 <sup>*1</sup> (対象者数)	二次予防事業 参加者 <sup>*2</sup> (参加者数)
		基本チェックリスト 配布者 (配布者数)	基本チェックリスト 回収者 (回収者数)	基本チェックリスト 回収率 【回収者数/ 配布者数(%)	基本チェックリスト 回収率 【回収者数/ 配布者数(%)		
H18	26,761,472	—	—	—	0.6% (157,518人)	0.2% (50,965人)	
H19	27,487,395	—	—	—	3.3% (898,404人)	0.4% (109,356人)	
H20	28,291,360	52.4% (14,827,663人)	30.7% (8,694,702人)	58.6%	3.7% (1,052,195人)	0.5% (128,253人)	
H21	28,933,063	52.2% (15,098,378人)	30.1% (8,715,167人)	57.7%	3.4% (984,795人)	0.5% (143,205人)	
H22	29,066,130	54.2% (15,754,629人)	29.7% (8,627,751人)	54.8%	4.2% (1,227,956人)	0.5% (155,044人)	
H23	29,748,674	55.8% (16,586,054人)	34.9% (10,391,259人)	62.6%	9.4% (2,806,685人)	0.8% (225,667人)	
H24	30,949,615	48.6% (15,047,457人)	31.7% (9,798,950人)	65.1%	9.6% (2,962,006人)	0.7% (225,761人)	
H25	31,720,621	49.0% (15,538,760人)	31.0% (9,837,661人)	63.3%	9.5% (3,014,017人)	0.8% (246,130人)	

\*1 二次予防事業対象者：当該年度に新たに決定した二次予防事業の対象者と前年度より継続している二次予防事業者の総数を計上している。

\*2 二次予防事業参加者

- ・平成18～19年度は、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加者を計上している。
- ・平成21～23年度は、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業及び通所型・訪問型以外で介護予防に相当する事業の参加者を計上している。
- ・平成24、25年度は、介護予防事業における二次予防事業の参加者と、介護予防・日常生活支援総合事業における要支援・二次予防事業の予防サービス事業の利用者のうち二次予防事業対象者の合計数を計上している。

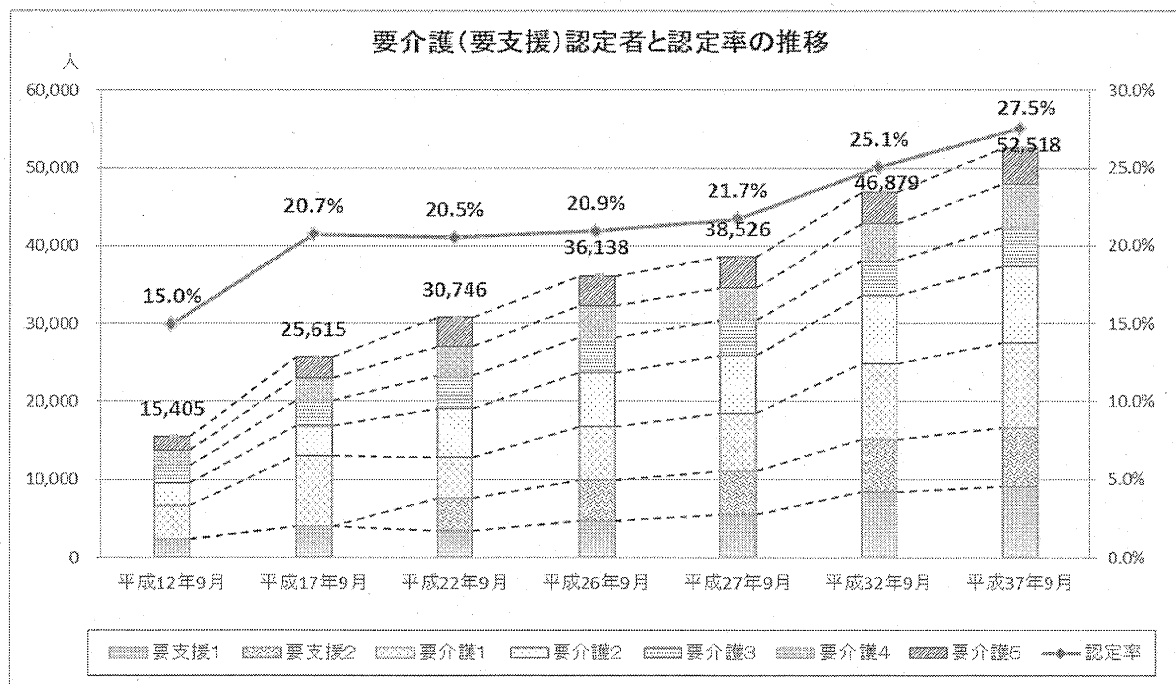
出典：介護予防事業報告

10

## 岡山市の要介護認定率

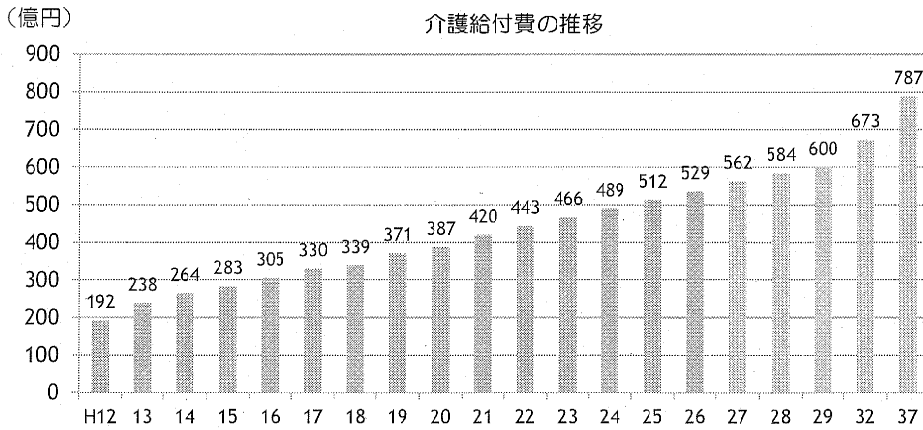
岡山市の要介護（要支援）認定者数は、介護保険制度開始以来、年々増加しています。また、認定率は、ここ数年は横ばいの状態でしたが、認定率の高い75歳以上の後期高齢者が増加していくことにより、今後は上昇を見込んでいます。要介護度別人数は、要介護2までの軽度の方を中心に年々増加する傾向にあります。

(出典 岡山市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)



# 岡山市の介護給付と保険料の推移

○現状推移シナリオだと岡山市の介護給付費の推移は右肩上がりであるため、65歳以上が払う介護保険料の推移も連動して上昇傾向にある。



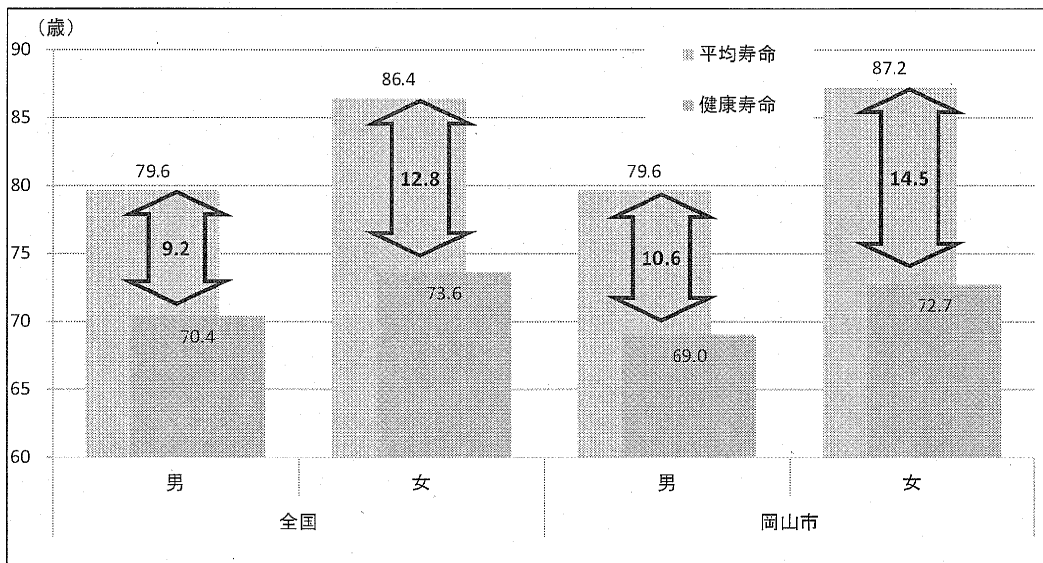
65歳以上が払う介護保険料の推移 (月額)

期間	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第9期
年度	H12 ~H14	H15 ~H17	H18 ~H20	H21 ~H23	H24 ~H26	H27 ~H29	H37
岡山市	3,384円	3,920円	4,760円	4,760円	5,520円	6,160円	9,000円程度
上昇率	—	15.8%	21.4%	0.0%	16.0%	11.6%	—
全国	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,550円程度	8,200円程度
上昇率	—	13.1%	24.2%	1.7%	19.5%	11.6%	—

出典：岡山市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 12

## (参考) 岡山市の平均寿命と健康寿命

○岡山市の平均寿命は、男性は全国平均と同程度で、女性は全国平均よりやや高くなっているが、健康寿命は、男女とも全国平均を下回っており、平均寿命から健康寿命を除いた期間(医療や介護などのケアが必要な期間)が、男性10.6年、女性14.5年となっている。



出典：厚生労働省「市区町村別生命表(H22)」、  
厚生労働省研究班「健康寿命の指標化に関する研究(平成25年度分担研究報告書)」

# まとめ なぜ介護保険制度が見直されたのか

## 介護保険を取り巻く現状

75歳以上高齢者の急増	生活支援ニーズの増加と介護人材の不足	介護予防事業のあり方	保険料の高騰
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年に7.6万人 (10.7%) ⇒2025年に11.4万人 (16.3%) 1.5倍</li> <li>・一方で生産年齢人口は継続的に減少を続ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年の充足率91.3% ⇒ 2025年に85.6%</li> <li>▲5.7ポイント (※岡山県)</li> <li>単身高齢者、高齢者のみの世帯の増加により、掃除、買い物といった生活支援ニーズが早期に発生。高齢者人口の伸び率以上に簡易な生活支援を求める層が増加。</li> <li>こうしたニーズに専門職が応じ続けられるのか。</li> </ul>	<p>現行の二次予防事業の参加率は、全国的に高齢者人口の0.8%にとどまる。</p>	<p>介護保険の特性上、サービス量が増加することで保険料の額が上昇が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6期保険料6,160円 ⇒2025年9,000円程度 約1.5倍</li> </ul>

- 介護保険制度の対象者は増える
- 生活支援ニーズの増加と介護人材の不足
- 現行の介護予防事業では効率が悪い
- お金がどんどんかかるようになる

なんとかしないとイケない

14

## (参考) ではどうしたら良いか? その対策は?

